

お客様各位

2013年10月
旭化成ケミカルズ(株)
金属加工営業部

特定化学物質へのコバルト追加指定とその対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて標記の件、厚生労働省より、労働安全衛生法施行令等の改正が新たに公示され、コバルトおよびその無機化合物が、表示等が必要な物質及び特定化学物質の第2類に追加となりました。つきましては、法改正の主な内容と法改正に伴う弊社の対応をご連絡いたしますので、ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 法改正の主な内容

労働安全衛生法施行令及び関連規則の一部改正が公示され、新たに「コバルト及びその無機化合物」が、表示等が必要な物質及び特定化学物質の第2類物質として追加されました。この法改正に伴い、コバルト(以下、Coと表記)を含有する物質については、下記の対応が必要となります。

なお、詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>

①製品(粉末・合金)を譲渡・提供する場合の表示(閾値 Co 含有量 0.1%以上)

- * 労働者による取扱いの過程において個体以外の状態にならず、かつ、粉塵、ヒューム、ミスト等が生じない製品は含まれません。
- * 主として一般消費者が生活で使用するものは除外します。

②作業環境測定の実施、作業主任者の選定、特殊健康診断の実施等(閾値 Co 含有量 1.0%超)

- * Co 含有量が 1%を超える可能性のある製品は、特殊なステンレス鋼やニッケル合金です。
- * 「作業環境測定等」については除外規定があります。例えば以下の業務は免除されます。
 - ・コバルトを含有する合金をプレス成型(打ち抜き除く)する作業、加熱せずに行う圧延作業、成型したものを単に組み立てる作業

2. 法改正に伴う弊社の対応

弊社製品は、非鉄金属、鉄鋼製品を接合させたクラッド材のため、材質によっては Co を 0.1%以上含有する場合があります。また製品は固体状態ではありますが、お客様での加工作業により、粉塵、ヒューム、ミスト等が発生する恐れがあります。

そのため、弊社では、お客様に提出する成績書に使用した材料のミルシートを添付することで、Co含有率についての情報を報告させていただきます。

表示については、弊社製品の梱包はお取引様ご使用の際に除去されてしまう場合が多く、表示の有効性が担保できませんので、本通知を弊社 HP に掲載させていただきました。

また、製品の安全性については、材料メーカー殿の最新の安全データシート(SDS)をご参照していただくようお願い致します。

<http://www.asahi-kasei.co.jp/baclad/jp/>

以上